

## 独占禁止法基本問題懇談会運営規則（案）

平成17年7月8日  
懇談会決定

## 1 懇談会の運営

懇談会の議事手続その他、懇談会の運営については、「独占禁止法基本問題懇談会」の開催について(平成17年7月1日内閣官房長官決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## 2 議事

- (1) 座長は、懇談会の進行を務める。
- (2) 座長は、座長の職務を助けるため、委員の中から座長代理を指名することができる。

座長代理は、座長の命により、座長の職務を代理することができる。

## 3 書面による意見の提出

都合により懇談会に欠席する委員は、座長を通じて、付議される事項につき、書面により意見を申し出ることができる。

## 4 懇談会の公開

- (1) 懇談会での配布資料は、原則として懇談会終了後速やかに公表する。
- (2) 懇談会終了後、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。また、懇談会の発言者の氏名を付した議事録については、作成後これを公表するものとする。

## 5 その他

この規則に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。